

交通災害共済見舞金請求書

山梨県市町村総合事務組合長 殿

市町村名	南アルプス市
------	--------

事故発生状況	事故発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分		
	事故発生場所			
	飲酒運転の有無	有・無	免許証の有無	有・無
	被害の程度	<input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 障害 身体障害者福祉法に基づく等級 (級)	<input type="checkbox"/> 傷害 入院日数 (日) 実治療日数 (入院+通院) (日)
添付書類	・交通事故証明書(又は交通災害申立書) ・診断書(検案書) ・加入者証(写し) ・免許証(写し)			

上記により交通災害共済見舞金を請求します。
 なお、貴組合が本見舞金請求に関する個人情報をお見舞金に必要とする範囲で、医療機関及び事故に関する関係先等に提供を行い、又はこれらの者から提供を受けることに同意します。

令和 年 月 日

被災加入者 (加入者番号) 請求者 (被災加入者との続柄)
 住所(〒) 住所(〒)

氏名 (フリガナ) 氏名 (フリガナ)
 請求者の連絡先(電話) ()

見舞金振込先 (請求者口座)	銀行・信金 信組・農協 (金融機関コード:)	支店 (支店番号:)
	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他	(口座番号)

<利用目的の明示>
 被災加入者及び見舞金請求者の個人情報は、本見舞金の支払いのほか、交通災害共済制度の維持管理に必要な範囲で利用します。

見舞金支払 決定額	¥	見舞金額を制限した場合の理由						
共 済 見 舞 金 の 認 定	等級	被害の程度	金額	○印	組合長 事務局長 業務課長 係 担当者	組合長 事務局長 業務課長 係 担当者		
	1	死亡	1,000,000円				総務課長 会計管理者 係 支給番号	
	2-1	身体障害者福祉法に 基づく等級	1級から3級 4級から7級	300,000円 200,000円				
	3-1	入院日数	90日以上 の傷害	180,000円				上記のとおり共済見舞金の支給を決定する。 年 月 日
	3-2	実治療日数	90日以上 の傷害	90,000円				
	4-1	入院日数	75日以上90日未満 の傷害	160,000円				
	4-2	実治療日数	75日以上90日未満 の傷害	80,000円				
	5-1	入院日数	60日以上75日未満 の傷害	140,000円				
	5-2	実治療日数	60日以上75日未満 の傷害	70,000円				
	6-1	入院日数	45日以上60日未満 の傷害	110,000円				
6-2	実治療日数	45日以上60日未満 の傷害	55,000円					
7-1	入院日数	30日以上45日未満 の傷害	80,000円					
7-2	実治療日数	30日以上45日未満 の傷害	40,000円					
市 町 村 決 定	8-1	入院日数	16日以上30日未満 の傷害	50,000円	取扱主任 係 事務取扱者	上記のとおり共済見舞金の支給を決定する。 年 月 日		
	8-2	実治療日数	16日以上30日未満 の傷害	25,000円				
	9-1	入院日数	6日以上16日未満 の傷害	30,000円				
	9-2	実治療日数	6日以上16日未満 の傷害	15,000円				
10	実治療日数	1日以上6日未満 の傷害	10,000円					

注1 実治療日数は、入院と通院の日数を合算した日数をいいます。
 注2 1日に2か所以上の医療機関等で治療等を受けた場合の実治療日数は、1日として計算します。
 注3 3-1等級から9-2等級までの間においては、入院日数に応じた共済見舞金の額と実治療日数に応じた共済見舞金の額のいずれか高い額の等級で決定します。
 注4 交通災害申立書による請求の場合の共済見舞金は、3万円が限度となります。
 注5 請求期間は、事故日翌日から起算して2年以内です。2年を経過したものは無効になります。

備考 (通信欄)

【記入例】
交通災害共済見舞金請求書

山梨県市町村総合事務組合長 殿

市町村名 □□□市

事故発生状況	事故発生日時	平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 午前・午後 8 時 00 分		
	事故発生場所	山梨県□□□市○○○7890 (※事故証明書等を参考にご記入ください。)		
	飲酒運転の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	免許証の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
被害の程度	<input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 障害	身体障害者福祉法に基づく等級 (級)	<input checked="" type="checkbox"/> 傷害 入院日数 (日) 実治療日数 (入院+通院) (100 日)
	添付書類 ・ 交通事故証明書 (又は交通災害申立書) ・ <input checked="" type="radio"/> 診断書 (検案書) ・ <input type="radio"/> 加入者証 (写し) ・ <input type="radio"/> 免許証 (写し)			

上記により交通災害共済見舞金を請求します。
 なお、貴組合が本見舞金請求に関する個人情報を見舞金に必要とする範囲で、医療機関及び事故に関する関係先等に提供を行い、又はこれらの者から提供を受けることに同意します。

令和○○年○○月○○日

被災加入者 (加入者番号 1234-000) 住所 (〒 123-4567) 山梨県□□□市△△△2345 氏名 組合花子 ⑧	加入者証に記載してあります番号をご記入願います。	請求者 (被災加入者との続柄 本人) 住所 (〒 123-4567) 山梨県□□□市△△△2345 氏名 組合花子 ⑧ 請求者の連絡先 (電話) ()
--	--------------------------	--

見舞金振込先 (請求者口座)	○○○ (銀行・信金・信組・農協 (金融機関コード: 0000))	○○○ 支店 (支店番号: 000)
	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他	(口座番号) 123456789

<利用目的の明示>
 被災加入者及び見舞金請求者の個人情報は、本見舞金の支払いのほか、交通災害共済制度の維持管理に必要な範囲で利用し、被災加入者以外の方が請求する場合は、『委任状』が別途必要になります。
 (被災加入者が未成年者の場合は、親権者が請求人となり、その際の委任状は不要です。)

見舞金支払決定額	¥	「ゆうちょ銀行」に振込みを希望される方は、口座の記号・番号の記載された通帳の写しを添付してください。	見舞金額を制限した場合の理由		
共済見舞金の認定	等級	被害の程度	金額	組合長 事務局長 業務課長 係 総務課長 会計管理者 係 支給番号 上記のとおり共済見舞金の支給を決定する。 年 月 日	
	1	死亡	1,000,000円		
	2-1	身体障害者福祉法に基づく等級	1級から3級		300,000円
	2-2		4級から7級		200,000円
	3-1	入院日数	90日以上		180,000円
	3-2	実治療日数	90日以上		90,000円
	4-1	入院日数	75日以上90日未満		160,000円
	4-2	実治療日数	75日以上90日未満		80,000円
	5-1	入院日数	60日以上75日未満		140,000円
	5-2	実治療日数	60日以上75日未満		70,000円
6-1	入院日数	45日以上60日未満	110,000円		
6-2	実治療日数	45日以上60日未満	55,000円		
7-1	入院日数	30日以上45日未満	80,000円		
7-2	実治療日数	30日以上45日未満	40,000円		
8-1	入院日数	16日以上30日未満	50,000円	取扱主任 係 事務取扱者 上記のとおり共済見舞金の支給を決定する。 年 月 日	
8-2	実治療日数	16日以上30日未満	25,000円		
9-1	入院日数	6日以上16日未満	30,000円		
9-2	実治療日数	6日以上16日未満	15,000円		
10	実治療日数	1日以上6日未満	10,000円	市町村決定	

注1 実治療日数は、入院と通院の日数を合算した日数をいいます。
 注2 1日に2か所以上の医療機関等で治療等を受けた場合の実治療日数は、1日として計算します。
 注3 3-1等級から9-2等級までの間においては、入院日数に応じた共済見舞金の額と実治療日数に応じた共済見舞金の額のいずれか高い額の等級で決定します。
 注4 交通災害申立書による請求の場合の共済見舞金は、3万円が限度となります。
 注5 請求期間は、事故翌日から起算して2年以内です。2年を経過したものは無効となります。

備考 (通信欄)